富士市広報

（毎月1日発行）

静岡県富士市平垣279番地
発行所　富士市役所
発行人　富士市長　遠藤脩治
印刷所　加藤印刷所
No. 58
昭和35年5月1日発行

人口の動き

人口総数	45.513	男	22,775		
世帯数	8.785	女	22,738		
転出	214	出生	84		
転入	387	死亡	33		
婚姻	富士 18	田子 8	岩松 9	計 35	
離婚	富士 0	田子 2	岩松 0	計 2	
死産	富士 7	田子 0	岩松 0	計 7	

（昭和35年4月1日現在、住民登録による）

◇……新芽もえる茶畑

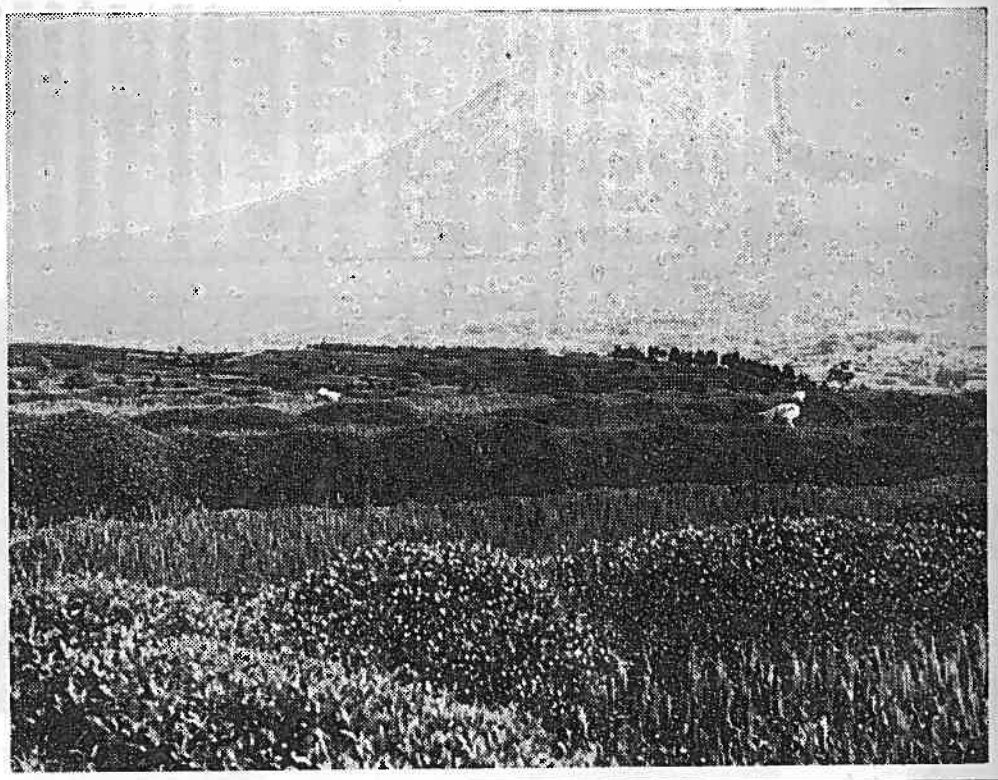

岩本山にて写す

5月15日 国民体育デー
一日を楽しく和やかに

実施要項

国民体育デーは五月十五日に行なう、明るく健康な生活をきずくために、国民ひとりひとりがその日常生活をとおしてそれぞれにふさわしいスポーツ、レクリエーションの活動に親しむための日とする

実施方針

国民体育デーは老若男女のすべてが進んで、それぐに適したスポーツ、レクリエーションの活動を楽しむことが出来るよう、家庭や職場や地域社会を中心に、その生活環境に即した活動または行事を適宜実施するものとする。

富士市の計画

小学校では小運動会、中学校、高等学校では体操祭を、小中学校教員（二二〇名）は親睦バレーボール大会を富士中学校で行います。

◆各家庭、部落、又は職場においてもハイキング、フォークダンス、ソフトボール、魚つり、網引き、登山、舟遊び、バトミントン、ドッチボール等和やかに楽しく一日をすごすようにして下さい。

人権擁護委員十名決る

人権擁護委員は、国民の人権が侵されないように監視し、もし人権が侵されたときは、法務局と共同してその事実を調査し、被害者の救済をはかります。また自由人権思想の普及、啓発、人権に関する相談などのしごとをします。

富士市の人権擁護委員の定数は十名でありますが、昨年十月十四日加藤玉英氏の任期が満了してから今迄一名欠員となつていましたが本年四月一日付を以て法務大臣より重ねて委嘱の発令がありましたので、その旨市民の方々にお知らせいたします。

なお富士市の人権擁護委員十名の方々は次の通りです。

山崎　睦雄（菓子製造業）岩本二、二二七番地
池田とく子（農業）松岡一、〇三五番地
佐藤　恵温（安立寺住職）中島一三二番地
服部ますえ（農業）森島三四〇番地の一
北島為之助（静岡電鉄課長）水戸島一八
家田　潮静（円妙寺住職）中丸五五〇番地
井上　志乙（農業）宮島四六六番地
時田　栄作（農業）川成島九五九番地
加藤　通温（実相寺住職）岩本一、八四七番地
加藤　玉英（金正寺住職）平垣三〇番地

（総務課）

本年度の教育は

富士市教育委員会では、昭和三十五年度の教育施策大綱を次のように決めました。市民の皆様にも御承知を願つた上で子ども達の教育が一層よく推進されますよう御協力を仰ぎたいと存じます。教育に関することで、種々お気付きの点がございましたら、当委員会なり学校なりえドシ〳〵お話し願えれば誠に幸いでございます。

教育施策大綱を公表
信頼と尊敬される人物を育成

教育施策大綱

日本国民として正しい自覚を持ち個性豊かな文化の創造と、民主的な地域社会の建設に努め、さらに国際社会において、真に信頼され尊敬される人物を育成するため、次の実施につとめる。

一、教育委員会関係

1 地方教育委員会の自主性の確立
2 教育委員会相互の連絡協調
3 能率の増進と指導性の強化
4 調査統計の実施とその活用
5 事務局職員の充実強化

二、学校教育関係

(1) 教職員について
1 教職員の研修の強化と資質の向上
2 穏健中正な教育者としての使命の自覚と職責の完遂
3 学校長、教頭の責任の自覚と指導並びに管理の徹底
4 教職員の適正な配置

(2) 教育指導について
1 学校経営の効率化並びに各校特長の育成
2 道徳教育と生活指導の徹底
3 科学技術教育の改善充実
4 実質授業時間の確保と基礎学力の向上
5 改訂学習指導要領の研究と学習指導の徹底
6 進路特性に応ずる教育の推進
7 児童生徒の情操の陶冶、身体の保健安全の指導の徹底
8 特殊教育の強化拡充

(3) 学校施設設備について
1 学校規模の適正化の推進
2 施設設備の充実と均衡化
3 施設設備の愛護とその活用
4 技術家庭科設備の充実

三、社会教育関係

(1) 社会教育
1 公民館図書活動の強化
(1) 公民館主事の必置
(2) 施設設備の充実改善とその活用
(3) 郷土文化教育資料の集収保存
2 青少年教育について
(1) 青年学級の充実
(2) 子ども会の育成強化
(3) 相談員の活動強化
(4) 少年団体の育成
3 成人教育について
(1) 社会学級の拡充と学習内容の充実
(2) 婦人会、青年団、PTA等のグループ活動の奨励
(3) 生産に結びついた成人講座の開設
(4) 新生活運動の推進
4 視聴覚教育について
(1) フイルムフオーラムの開催
(2) 映写技師の養成
(3) 視聴覚協力会の育成
5 社会道義昂揚のための健民運動の推進
6 各種団体との連絡協調とその育成

(2) 文化振興
1 市民文化祭の開催
2 講演会、講習会、研究会の開催
3 文化団体の助長育成

(3) 社会体育の振興
1. 社会体育指導員の研修と活動の強化
2 スポーツの指導奨励
(1) レクリエーション団体の育成と指導
(2) 市民体育祭の開催
(3) 講習会、研究会の開催

（市教委員会）

国民年金（福祉年金）
取扱いが変りました

今度取扱いが変更になり今迄は老令福祉年金を受給している人は障害者になつても（身体障害者一二級程度の障害）障害福祉年金に変更することは出来ないこととなつていたが、これからは出来るようになりました。また昭和三十四年十一月一日に老令福祉年金にも該当し障害福祉年金にも該当している人で、いろいろな事情のため老令福祉年金をもらつている人も障害福祉年金を裁定請求して該当すれば切替える事が出来るようになりました。若し右のような状態の人がありましたら至急手続きをして下さい。

（保険課）

大学入学資格検定要領

昭和三十五年度大学入学資格検定が実施されますので、お知らせします。

勤労青年男女の中には、向学心に燃えつゝも、境遇やいろいろな事情で、高校の定時制課程にも通学出来ない人や通信教育を受けることの出来ない人が、相当たくさんあるのが現実の状況です。このような独学青年の向学心にこたえ「大学への進学資格、社会的待遇」の基礎づけとして行なわれる大学入学資格検定の制度は、極めて重要な役割を果たすものでありますが、まだこの機会に恵まれない人もあることと思われますので、勤労青年振興の意味からも、折角の好機を逸することなく、奮つて多数受検され、自信を高められるようお奨めします。そしてお宅の該当青年にぜヒお話して上げて下さい。

尚詳細について御承知になりたい方は、教育委員に詳しい文書がありますのでお問い合せ下さい。

（教委会）

小口の事業資金を
斡旋融資します

銀行その他一般の金融機関との取引が薄く、通常の融資が困難な小規模事業者に対し、小口（貸付限度二十万円）の事業資金を融資するため県内の金融機関の協力を得て、市役所、中小企業相談所等を直接申込窓口とし、静岡県信用保証協会の斡旋により申込者の希望する市中の金融機関から保証融資する制度ができました。

融資の対象

◇資本金若しくは出資の総額が百万円以下の事業所又は常時使用する従業員が二十人以下（商業又はサービス業については十人以下の法人及び個人。
◇国税及び地方税を滞納していないこと。

融資の条件

◇資金の種類　事業資金に限る。
◇融資金額　二〇万円以内。
◇融資期間　運転資金一年以内　設備資金三年以内
◇金利　日歩二銭六厘以内
◇保証料　日歩四厘
◇保証人及び担保　原則として保証人一名

申込方法

融資希望者は、市役所商工課、中小企業相談所又は直接静岡県信用保証協会へ所定の申込書を提出して下さい。

なお中小企業者に対する融資の相談には市役所商工課又は中小企業相談所にお越し下さい。

（商工課）

タバコ消費税 年間千八百万円
たばこは市内で買いましょう

タバコは市内で買いましょう。市民のみなさんが、富士市内でタバコを買いますと、たばこ消費税として、小売価格の百分の十一が市の収入として払込まれます。たとえば、ピース十個を買つたとしますと、四百円の一割一分、すなわち四十四円がたばこ消費税として、専売公社から富士市へ払い込まれます。

このたばこ消費税は、学校の建築道路の改修その他いろいろな建設事業の費用にあてられ市の発展のために大きな役割をはたしております。このたばこ消費税は年間一千万円以上にのぼり、富士市にとつて大きな財源となつております。愛煙家はもとより、贈答用としてお求めになる方は、ぜひたばこは市内のたばこ店で買つて下さい。みなさんのご協力で昭和三十四年度は当初予算に一千五百十八万円を計上しましたが、三十五年度は一千八百四十八万円と三百三十二万円が増額されております。

（総務課）

米の配給所をかえたい世帯は

五月十日、十一日の二日間市役所商工課又は支所え主要食糧購入通張と印鑑を持参し配給所をかえたい旨御申出下さい。ただし、いままでの配給所に米穀代金の貸借関係がある世帯は変更することができません。

（商工課）

5月 広報ごよみ

▽国土緑化運動強調期間（三十五月）
▽青少年保護育成運動（五月中）青少年の団体活動促進、非行防止対策の強化などを呼びかける
▽赤十字運動（五月中）博愛と人道の精神に基づく赤十字事業の周知、社員の増募など。八日の世界赤十字デーにも色々の催しがある。
▽郵便貯金創業記念日（二日）
▽こどもの日（五日）こどもの日から一週間児童福祉週間が行なわれ、赤ちゃんコンクールほか各種の催しがある。
▽愛鳥週間（十日～十六日）
▽母の日（八日）カーネーションを捧げる母への感謝運動、母の日大会等が催される。
▽全国交通安全運動（十一日～二十日）交通事故の実態を知らせて、対面交通、安全運転、横断注意、学童保護の徹底が図られる。
▽看護週間（九日～十五日）十二日のナイチンゲールの日をはさんで一日看護婦などの白衣の天使をたたえる運動が行なわれる
▽国民栄養調査（五月中）この機会に農繁期における妊婦の栄養と休養の必要性を周知する啓発が行なわれる。

タバコ消費税は
市税の中約6.3％を占め
市の大きな財源になつています

◎この広報は、市政のようすを市民の皆さんにお知らせするために、毎月一回発行しています。とじ込んで保存しておくと便利です。